

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人オリーブ会の役員等に関し、必要な事項を決める。

(役員等報酬の定義)

第2条 この規程における役員等とは、常時勤務する役員等及び理事長が特に必要と認めた役員等に対し、役員として職務執行の対価として法人が支給するものをいう。

(役員等報酬額の決定)

第3条 役員等報酬は支給しない。

2 職員を兼務する役員等は、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。

(支給日、支払い方法)

第4条 職員を兼務する役員等の支給日及び支払い方法は職員の給与規程に準ずる。

2 施設長を兼務する役員給与は、所属するサービス区分から支出する。

3 第2項を除く職員を兼務する役員等の給与は、サービス区分にて按分計上し支出する。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正については理事会の議決を要する。

(付則)

役員等とは、理事長、理事、監事、評議員のことを言う。

平成29年4月1日より改正施行する。